改正後

（特定貨物輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出）

第二条　法第百一条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。

第三条　法第百一条第二項の国土交通省令で定める事項は、前年度の末日における令第十条の表の中欄に掲げる輸送能力（以下この条において「輸送能力」という。）（次年度以降における輸送能力が令第十条の表の下欄に掲げる基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力）とする。

（特定貨物輸送事業者に係る指定の取消しの申出）

第四条　法第百一条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してしなければならない。

（特定貨物輸送事業者の中長期的な計画の提出）

第五条　法第百二条の規定による計画（次項において単に「計画」という。）の提出は、毎年度六月末日までに、様式第三による計画書一通により行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、計画を提出する年度の四月一日前に終了した直近の事業年度（以下「申請前事業年度」という。）に係るエネルギーの使用に係る原単位を申請前事業年度の四事業年度前の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前事業年度の一事業年度前の事業年度（以下「申請前々事業年度」という。）に係るエネルギーの使用に係る原単位を申請前々事業年度の四事業年度前の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者は、計画を提出した日から五年を超えない範囲内で特定貨物輸送事業者が定める期間の終期の属する年度の六月末日まで（以下「計画期間」という。）に、様式第三による計画書一通を提出すれば足りる。ただし、計画期間の各年度の四月一日前に終了した直近の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位を当該事業年度の四事業年度前の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合が九十九パーセントを超える場合は、この限りではない。

（特定貨物輸送事業者の定期の報告）

第六条　法第百三条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第四による報告書一通を提出してしなければならない。

第七条　法第百三条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第九十九条第一項に規定する判断の基準の遵守状況及び電気の需要の平準化に資する措置に関する同条第二項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

四～六　（略）

（特定旅客輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出）

第八条　法第百二十五条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第五による届出書一通を提出してしなければならない。

改正前

（特定貨物輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出）

第二条　法第五十四条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。

第三条　法第五十四条第二項の国土交通省令で定める事項は、前年度の末日における令第八条の表の中欄に掲げる輸送能力（以下この条において「輸送能力」という。）（次年度以降における輸送能力が同条の表の下欄に掲げる基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力）とする。

（特定貨物輸送事業者に係る指定の取消しの申出）

第四条　法第五十四条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してしなければならない。

（特定貨物輸送事業者の中長期的な計画の提出）

第五条　法第五十五条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第三による計画書一通により行わなければならない。

（新設）

（特定貨物輸送事業者の定期の報告）

第六条　法第五十六条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第四による報告書一通を提出してしなければならない。

第七条　法第五十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第五十二条第一項に規定する判断の基準の遵守状況及び電気の需要の平準化に資する措置に関する同条第二項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

四～六　（略）

（特定旅客輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出）

第八条　法第六十八条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第五による届出書一通を提出してしなければならない。